

【入学時特別増額貸与奨学金採用候補者用】

「採用候補者決定通知」にて、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込必要」と記載された人は、進学後、この様式を進学先の学校へ提出する必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

(西曆) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者（採用候補者本人） ※採用候補者本人が記入

登録番号	100 107										
フリガナ						生年月日	※学生本人の生年月日を記入 (西暦) 年 月 日生				
氏名											
進学先	学校名										
	学部・研究科				学科・専攻						

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※申込者（保護者等）又は採用候補者本人のいずれかが記入

申込者 (保護者等)	氏名	採用候補者本人から 見た関係 (続柄)	
申込年月	(西暦) 年 月 ※「国の教育ローン」を申し込んだ年月を記入		
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等 支店		

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

(圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面も併せてコピーしたもの) を、

本申告書に **〔 添付します ・ 添付できません 〕** ←どちらかに○

「添付できません」を選択した場合は、
必ず裏面も記入してください。

「進学先学校記入欄」

学校番号						-			
------	--	--	--	--	--	---	--	--	--

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由に☑を入れ、必要事項を漏れなく記入してください。

□ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	・ 金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 ・ 電話で結果を知らされた。 ・ その他 ()
融資できない理由 (理由を記入)	 融資ができない理由が以下の場合は、この申告書を提出しても、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。 ・ 借入申込人世帯の年間収入（所得）が公庫の示す金額を超えている場合。 ・ 日本政策金融公庫からの借入申込上限額を超えている場合。 ・ 教育資金以外の使途である場合。 ・ 保護者等以外による申込みの場合。 上記以外の理由をご記入ください。

□イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

発行を依頼した日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた理由	
融資できない理由	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。

- 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類は提出不要です。進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず辞退の入力をしてください。
- 「入学時特別増額貸与奨学金」は日本学生支援機構の奨学金ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫ではなく在学学校にお問合せください。
- 「国の教育ローン」は日本政策金融公庫の融資ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫にお問合せください。
- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」の融資を受けることができた方、申込手続きを途中で取り下げた方、収入が高い等で日本政策金融公庫が定める申込みの要件を満たさない方又は申込みをしていない方は入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。